

公告第 号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和4年9月22日

郡山市長 品川 萬里

第1 業務概要

- 1 業務名 郡山市観光協会事務所及び郡山市観光案内所リニューアル事業
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- 4 提案上限金額 30,936,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

第2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）（以下「指名停止要綱」と総称する。）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所としての登録を行っていること。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく建築一式工事の一般建設業の許可を受けていること。かつ本業務の施工能力があること。

第3 募集要項及び様式の入手方法

募集要項及び各様式については、郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

「郡山市ウェブサイト—入札・契約ポータルサイト—入札情報—その他の業務」

第4 担当部局

郡山市産業観光部観光課（担当：添田）

住所 〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号

電話 024-924-2621 ファクシミリ 024-924-4425

電子メール kankou@city.koriyama.lg.jp

第5 参加申込書及び提案書の提出

- 1 提出期限 令和4年10月14日（金） 17時15分まで
- 2 提出場所 郡山市役所西庁舎4階 郡山市産業観光部観光課
- 3 提出書類 募集要項のとおり
- 4 提出方法 持参又は郵送による。持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く日の8時30分から17時15分まで（12時から13時までを除く。）とする。郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに必着とすること。また、提出書類の電子データを収録したCDも併せて提出すること。

第6 審査方法及び審査基準

- 1 本事業は、事業者の効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定する必要があることから、事業者の選定に当たっては、「郡山市観光協会事務所及び郡山市観光案内所リニューアル事業者に係るプロポーザル選定委員会」を設置し、提案されるサービス内容をはじめ、設計内容、改修能力等を総合的に評価する。

所属・役職等
産業観光部長
産業観光部観光課長
産業観光部観光係長
建設交通部建築課長
総務部行政マネジメント課長

- 3 本事業における事業者の募集及び選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行い、「審査基準」に基づき、申請書類による書面審査により行う。
なお、必要に応じて質問を行う場合がある。
- 4 選定結果の通知及び公表
候補者の決定後、速やかに応募者に対して通知する。

第7 失格事項

- 1 参加資格がない者からの提案
- 2 同一提案について応募者又は応募者の代理人が二以上の提案をしたときは、その全部の提案
- 3 同一提案について応募者及び応募者の代理人がそれぞれ提案したときは、その双方の提案
- 4 提案上限価格を超える提案
- 5 その他提案の条件に違反した提案

第8 契約条件

- 1 発注者は、本業務の委託候補者決定後、提出された書類を候補者と協議するとともに、見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して随意契約を締結する。ただし、候補者が、契約締結までに指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合は契約を締結しないものとし、この場合、審査において次点であった応募者と改めて協議を行うものとする。

第9 その他

- 1 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- 2 提出書類は返却せず、著作権は応募者に帰属する。
- 3 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- 4 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、応募者の負担とする。
- 5 本プロポーザル実施に関する審査結果については、市ウェブサイトに掲載する。